

令和5年第1回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 令和5年3月 7日

閉 会 令和5年3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第4日（3月10日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 坂 本 豊 君

1 番 小 鹿 重 一 君

---

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第 9号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案
- 第 2 議案第10号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案
- 第 3 議案第11号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案
- 第 4 議案第12号 令和5年度蓬田村一般会計予算案
- 第 5 議案第13号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 6 議案第14号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 7 議案第15号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 8 議案第16号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 9 議案第17号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第10 議案第18号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 議案第19号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 発議案第1号 蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例案
- 第13 議員派遣の件
- 第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時45分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第9号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第9号令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。初めに、総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第9号、令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,093万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,132万9,000円とするものであります。

それでは、総務課関係のほうに行きます。

歳入9ページです。

3段目、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税の1節普通交付税として、1億4,573万6,000円を補正してございます。

それから、次のページ10ページをお願いします。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目の総務費国庫補助金の8節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで188万9,000円、これを追加で計上してございます。

次のページ、11ページをお開きください。

上段、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金として1億6,798万4,000円を減額してございます。これは交付税で増額した分を減額するものでございます。

それから、その下の20款諸収入4項雑入2目雑入の1節青森地方広域事務組合振興基金出資金返還金ということで、これは9月補正のときに規則の改正で議案として上げましたけれども、青森地域広域事務組合の持っている振興基金を今まで運用して広域事務組合の事業として観光関係とかで使っておりましたけれども、預金しても利息運用益が、利息が、利率が低くなって、利息で運用できるような状態にならなくなってきたのでどうすればいいかということで、構成町村で話し合いをした結果、おのおのの市町村に返還

するということで、これが今、返還するもので3,552万3,000円返還かかったものでございます。

それでは、続いて歳出に移りますけれども、12ページからですが、各款項目の2節給料、3節職員手当等、4共済費、18節負担金補助及び交付金、これに関しての件費に関するものは、3月までの見込みを積算しての減額、増額補正してございます。

それでは、総務課関係は2款総務費1項総務管理費の4目財産管理費の13節使用料及び賃借料、インターネット・メール機器賃借料から3つ合わせて525万9,000円を減額してございますが、これは当初、4年度でインターネット系の機械等を更新する予定でしたけれども、機器の調達に4年度にちょっと調達が間に合わないようになってしまったので、それを取りやめをしまして、5年度改めてもう1回検討するというので、4年度分の新規の部分は全額減額してございます。

それから、その下の14節工事請負費で役場庁舎屋根改修工事費ということで250万円減額してございますが、これは9月の補正の時点で雨漏りの部分を直すということで補正で途中で取ったわけですけれども、庁舎に新しく移ることもありましたので、屋根のその雨漏りを小破の修理で賄いして、仮に大きくやるとしても、この250万円の金額ではどうもできないような状況になってきましたので、改めてもし工事をするのであれば、やり直しするというので、この補正で取りました250万円は全額減額してございます。

それから、次のページ13ページお開きください。

2款1項14目公共用施設整備基金24節積立金として、公共用施設整備基金積立金1,800万円を計上してございます。

それから、その下の2款総務費4項選挙費の3目県議会議員選挙費116万5,000円を減額してございますが、これは選挙の投票日が決定いたしましたので、それからの逆算をして、4年度で負担する分を残して、残りは減額してございます。

それから、15ページをお開きください。

9款消防費1項消防費1目非常備消防費の61万4,000円の減額。それから3目の災害対策費の90万円の減額。これに関しては、事業の確定等は3月までの支払い見込みがないため減額してございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） 次に、税務課長。

○税務課長（高田一憲君） それでは、税務課関係の項目について説明させていただきます。

す。

9ページをお開きください。

歳入になります。

上段、1款2項1目1節村税の固定資産税の現年課税分です。2,345万1,000円を増額計上しております。

次にその下、1款3項1目1節村税軽自動車税現年課税分です。49万1,000円を増額計上しております。いずれも、これまでの実績及び今後の見込みの中での計上となります。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 健康福祉課関係の項目について説明させていただきます。

13ページをお開きください。

下段、3款1項1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金の点訳奉仕員養成事業負担金として2万2,000円。次のページの手話奉仕員養成事業負担金として2万円を計上しております。これは、点訳奉仕員養成講座及び手話奉仕員養成講座へ村民が参加した場合に、その負担金が発生するもので、令和4年度は各講座へ1名ずつ参加者がおり、今回予算を計上しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（木村伸一君） それでは、教育課関係のものについて説明をいたします。

10ページをお開きください。

歳入になります。

上段、14款2項4目教育費国庫補助金6節学校保健特別対策事業費補助金31万6,000円を計上してございます。これは学校における新型コロナ対策の補助金になりますが、事業の確定により計上してございます。

下段の17款1項2目1節教育費寄附金2万7,000円を計上してございます。長科自治会より寄附を頂きましたので計上してございます。

16ページをお開きください。

歳出になります。

上段、10款1項3目18節負担金補助及び交付金240万円を減額してございます。新型コロナウイルス対策として行った大学生と高校生の支援給付金事業が確定したので減額をしてございます。実績として、大学生が45人、高校生が55人ということで給付をいたしました。

中段、10款2項小学校費1目学校管理費10節の需用費、光熱水費38万4,000円の増額。これは電気料の高騰で不足が見込まれるため計上してございます。

その下、14節工事請負費18万8000円は、事業費の確定により減額してございます。

下段、10款3項中学校費1目10節需用費の光熱水費52万8,000円の増額は、電気料の不足が見込まれるための計上でございます。

その下、17節備品購入費1万8,000円は、寄附金を図書購入に充てるため計上してございます。

次のページをお開きください。

上段、10款4項1目社会総務費14節工事請負費は、事業の確定により1万7,000円の減額。その下、2目公民館費10節の光熱水費は、電気料の不足が見込まれるため6万1,000円の増額。その下、3目のふるさと総合センター費10節光熱水費も13万円計上してございますが、これも電気料の不足に伴う増額になります。その下、工事請負費42万1,000円は、それぞれ事業費の確定により減額してございます。

10款5項1目保健体育総務費から3目トレーニングセンター費までの総額195万8,000円は、それぞれ事業費の確定による減額でございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明いたします。

歳入について説明いたします。

9ページをお開きください。

上から4段目、12款1項5目1節農地災害復旧事業費受益者負担金4万円は、農地等災害復旧事業分と村単独事業分を計上しております。

10ページをお開きください。

上段、14款2項7目1節農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金807万2,000円は、農地等災害復旧事業4工区分を計上しております。その下、2節公共土木施設災害復旧事業費国庫補助金121万2,000円は、公共土木施設災害復旧事業1か所分を計上しており

ます。

歳出について説明いたします。

18ページをお開きください。

上段、11款1項1目14節工事請負費3,175万円を計上しております。広瀬地区、西股沢地区2か所、関根股沢地区の災害復旧工事費1,247万3,000円。財源内訳は、国庫補助金と地方債になります。その下、村単独事業の災害復旧工事費14か所1,927万7,000円。財源内訳は、一般財源になります。その下、2目14節工事請負費367万1,000円を計上しております。村単独事業の滝沢林道崩壊補修工事3か所の財源内訳は、地方債と一般財源になります。

下段、11款2項1目14節工事請負費1071万2,000円を計上しております。村単独事業の関根股沢川災害復旧工事費188万8,000円。関根股沢川頭首工土砂等撤去工事費84万5,000円。長科川河川倒壊補修工事費108万9,000円。3か所の財源内訳は、地方債と一般財源になります。村単独事業の災害復旧工事費10か所689万円。財源内訳は、一般財源になります。

19ページをお開きください。

上段、11款2項2目14節工事請負費1,120万4,000円を計上しております。村道6-3-5号線道路災害復旧工事費219万8,000円。財源内訳は、国庫補助金と地方債になります。その下、村単独事業の中沢地区森林軌道跡地補修工事費112万2,000円は、財源内訳は地方債と一般財源になります。その下、村単独事業の災害復旧工事費8か所788万4,000円。財源内訳は一般財源になります。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第10号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算  
(第5号)案

○議長（木村 修君） 日程第2、議案第10号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第10号、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,601万9,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入になります。

6款1項1目7節一般会計繰入金の未就学児均等割保険料負担金繰入金として23万9,000円を増額しております。内容は、令和4年4月より未就学児の均等割保険税の軽減を6歳に達したものの3月31日までの人に均等割の額の2分の1を軽減するものでございます。対象は、18世帯の22名が該当となっております。補助率は、国2分の1、県と村は4分の1の負担割合となっております。

続きまして、次のページ、6ページになります。

歳出になります。

6款1項1目24節財政調整基金積立金23万9,000円を計上しております。内容は、一般会計から保険料の負担金を繰り出しし、基金に積立てし、支出するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第11号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第4号)案

○議長(木村 修君) 日程第3、議案第11号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(稲葉正明君) 議案第11号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)案。

令和4年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入について説明いたします。

4ページをお開きください。

上段、1款1項1目1節水道料金使用料400万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、外出自粛に努めている村民の経済的負担を軽減するため、官公庁を除いた蓬田村簡易水道を使用している全ての方の令和5年2月分の水道料金を全額免除するものです。

下段、2款1項1目1節一般会計繰入金400万円は、水道料金使用料400万円の減額分を一般会計から繰り入れるするものためのものです。

説明は以上になります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論もないようですから、終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第12号 令和5年度蓬田村一般会計予算案

日程第5 議案第13号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第6 議案第14号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第7 議案第15号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第8 議案第16号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第9 議案第17号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長(木村 修君) 日程第4、議案第12号令和5年度蓬田村一般会計予算案から日程第9、議案第17号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの6案を一括議題といたします。

この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。委員長。

○予算特別委員長(柿崎裕二君) 特別委員会の審議の結果についてご報告します。

去る3月7日、令和5年第1回定例会の初日に予算特別委員会に付託された議案第12号から議案第17号までの令和5年度各会計予算6案について、3月7日及び8日の2日間にわたり慎重審議を行いました。

その結果、令和5年度蓬田村一般会計予算外5案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長(木村 修君) これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第12号令和5年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第18号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて

○議長(木村 修君) 日程第10、議案第18号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) 議案第18号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

記

東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返26番地8。

坂本勇一。

昭和27年1月10日生まれ。

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るために提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(木村 修君) ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番川崎憲二君及び3番久慈省悟君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(木村 修君) 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木村 修君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(中川孝治君) 点呼いたします。

1番小鹿重一議員。(はい。)

2番川崎憲二議員。(はい。)

3番久慈省悟議員。(はい。)

4番柿崎裕二議員。(はい。)

5番森 弘美議員。(はい。)

6番吉田 勉議員。(はい。)

7番坂本 豊議員。(はい。)

○議長(木村 修君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。2番川崎憲二君及び3番久慈省悟君の立会いを願います。

(開票)

○議長(木村 修君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票。うち賛成6票。反対1票。

以上のおおり、賛成が多数です。よって、議案第18号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

---

日程第11 議案第19号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき  
同意を求めることについて

○議長(木村 修君) 日程第11、議案第19号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) 議案第19号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

蓬田村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元 584 番地。

佐井勝治。

昭和18年11月16日生まれ。

提案理由、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 発議案第1号 蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例案

- 議長(木村 修君) 日程第12、発議案第1号蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の柿崎裕二君より説明を求めます。

- 4番(柿崎裕二君) 発議案第1号、蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例を次のように定める。

提案理由、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の改正に伴い、蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例を定めるため提案するものであります。

制定理由、令和3年5月に交付されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法が改正され、同法行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合されました。そのため、民間事業者、国の行政機関及び独立行政法人等のほか、従来、条例で定められていた地方公共団体の行政機関等における個人情報の保護についても同法により一元的に取り扱うことになりました。一方、改正後の個人情報保護法では、原則として議会は適用外となったため、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、村議会独自の個人情報保護条例を制定するとともに、罰則規定を設けるものです。

本発議案の趣旨をご理解の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

- 議長(木村 修君) 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議員派遣の件

○議長（木村 修君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員各位に配付しております「議員派遣の件」に記載のとおり、派遣を要する各種会議、研修などについて議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は議員を派遣することに決定しました。

---

### 日程第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 令和5年第1回蓬田村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙中のところ4日間にわたり報告並びに議案関係19件にわたりまして、慎重審議をいただきました。その結果、原案どおり承認及び可決いただきましたことに改めまして感謝を申し上げます。

さて、明11日、3月11日はあの平成23年3月11日に発生した東日本大震災から12年目の記念の日ということになります。各地ではいろいろなイベントや追悼行事が予定されております。まだ死亡されてまだ確認されていない方が100名以上いるという情報もご

ざいまして、哀悼の意を表したいと、このように思います。

今回の予算では、各会計の当初予算を提案したわけですが、これは新年度に実施するあらゆる事業を計上して、つまりは1年間の計画を出したわけですが、村民の生活に関わるものが多くあります。また、新庁舎建設ということで盛土工事が計画されています。いよいよ庁舎の建設が形として工事が始まりますが、いろいろな問題も想定されております。住民の協力の下に計画どおりに進めるよう努力してまいりますので、皆様方のご協力がいただけますようお願いを申し上げます。

結びとなりますけれども、昨年と比べて本当は今年の冬は雪が少ないというように感じます。その分、多分水田作業も順調に進むものと思われれます。

議員各位におかれましても、ご多忙な時期となりますけれども、健康にご留意されましてご活躍くださることをご祈念申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、令和5年第1回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

午前10時33分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 4月 28日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 坂 本 豊

会議録署名議員 小 鹿 重 一